

第 27 号

発行人 菅原 哲朗
編集人 小林 真理

日本スポーツ法学会事務局

〒190-0015 東京都立川市泉町九三五番地

二三六一三〇一

総合スポーツ研究所内

電話 〇四二一五四〇一〇九二

FAX 〇四二一五四〇一〇八九

第13回 大会 大会報告 「スポーツにおける法の下の平等」

基調講演

日本スポーツ法学会第一三回大会が平成一七年一二月一八日(日)に早稲田大学国際会議場において開催された。第一三回大会のテーマは、「スポーツにおける法の下の平等」であり、このテーマにそうかたちで、神戸大学の井上典之教授による「スポーツにおける平等の諸次元」と題する基調

講演が行われた。

まず初めに、井上教授は、文化としてのスポーツのとらえ方について問題提起された。文化一般の事象は、一方では国家からの自律した社会活動である私的領域のとしての側面と、他方では公権力の担い手(とりわけ国家)による配慮を必要とする公共的領域としての側面の二面性を持つこと、さらに法との関係で言うところと国家法の不介入と文化固有法の尊重の課題が混在していることが指摘された。

そして、文化としてのスポーツをとらえる場合にも、従来固有の領域として考えられてきたスポーツに国家法がどのように関わるかを考えていく必要があることを示された。

次に、スポーツにおける平等について、憲法・基本権原則としての平等保障と差別の禁止に関する日本における諸原則及び通説的理(相対的平等・形式的平等など)、さらにドイツにおける現代的な平等理解(区別の正当性、別

異取扱いの程度の問題)について解説され、それらがスポーツとどのように関わるのかを検討された。そして、特に競技ルールにおける不平等の観点と競技団体間での不平等の観点から検討された。スポーツとは、人間の肉体的能力による競技者の序列化を本質的内容とするものであり、競技者・競技チーム間の不平等がそもそもスポーツの内容であり、スポーツ競技の内容に平等の要請を持ち込むことはナンセンスであること、従って、国家はそのことに関して平等を理由に介入することはできず、文化・スポーツ競技の内容に対する国家の中立性が要請されることを主張された。また、競技ルールにおける不合理な差別があるかどうか、それをどのように判定するかの問題については、個人の自立的な領域に属するスポーツ競技における競技内容については競技主体による自己理解に基づく部分があり、スポーツ固有法との関係をよく考える必要性があることを指摘された。

他方、競技団体間での不平等に

については、公的助成における競技団体間の不平等の問題と文化・スポーツ保護における国家の中立性の原則について言及された。特にヨーロッパを中心として一九七〇年以降スポーツの保護を憲法に定め、国家によるスポーツの助成が義務化される動きが生じているが、このようなスポーツの憲法化は、スポーツの国家化を意味するものではなく、補充性の原理に基づくものであり、スポーツ団体からの要請に依存して助成・援助を行おうとするものであることを指摘された。また、ドイツでは助成の実施主体を国家の下位に位置する自治体レベルにもたせることで、公的責任主体を多元化することを行い、スポーツの助成及び保護の実質を公正・中立に維持するためのしくみとしていることが報告された。

さらに、スポーツ団体と個人の関係における平等について、特に競技団体内の規律・協約における平等の観点と憲法・基本権としての平等原則の適用の可否の観点から検討された。まず、性別、障害

の有無、国籍などをめぐる競技団体のガバナンス及び参加資格における不平等・差別に関する現実の諸問題について解説された。しかし、国家とスポーツとの関係において国家は直接競技者とは向き合わない原則（部分社会論など）があり、スポーツ団体と個人との間（私人間）の不平等・差別の問題に対して国内法に基づく介入は難しく必ずしも有効に対応できないことが指摘された。これに対して、EU法は、基本的自由の保障について私人間にも適用を予定されるものであり、競技への参加資格の制限、機会の不平等、男女、国籍による差別を禁止している状況があることが紹介された。

最後に、スポーツの領域において国内法に基づき実質的な平等を確保することについて述べられた。そして、実際に不平等や不当で不合理な差別がスポーツの領域において認められる場合には積極的にそれを解消したり、何らかの保護を国家法に基づいて対応する必要があり、しかし、そのためにはスポーツという社会・文化

事象の特殊性をよく理解し、スポーツにおいては何が不当で不合理な問題なのか、国家法がどこまで介入できるのかについては、スポーツ固有的な問題について個別のスポーツ種目にも目を向けながら今後さらに慎重に検討する必要があることを指摘された。

井上教授のご講演は、文化としてのスポーツと国家法の関わりを平等の視点から捉え直そうとするものであり、スポーツにおける平等等に関するさまざまな次元の問題課題を示した点で大変示唆的なものであった。また、国家法と固有法の関係の問題を議論の基本軸として検討している点では、スポーツ法学全体に通じる重要な論点そのものを提示して頂いたのではないかと考える。

(齋藤健司 記)

シンポジウム

シンポジウムは、小笠原正会員(東亜大学)、井上洋一会員(奈良

女子大学)の司会のもと、まず、「スポーツにおける法の下の平等」を共通テーマに辻田宏会員(高知大学)から「市民スポーツに見るスポーツ権の実際と課題」として、高知県等のスポーツクラブに関する現状が紹介され、スポーツ組織を自律的かつ計画的に運営できる指導者やクラブ員の育成の必要性に加えて、スポーツ組織が自ら政策提案あるいは政策関与能力を高めていくことの必要性が強調された。次に、「障害者スポーツというスポーツはあるのか?」のテーマでなされた田中信行氏(日本体育大学)報告では、障害者スポーツの現状がスライド等により詳細に紹介され、幼少期におけるスポーツ導入の遅れ、障害のある人に特化されたスポーツの有効性等に関する問題が提起され課題が明らかにされた。続いて「スポーツにおける朝鮮学校等に対する差別」と題する矢花公平氏(弁護士)報告では、全国高体連によるいわゆる朝鮮高級学校差別事件についてその経緯が明らかにされると同時に、高体連との比較におけ

る他の組織の対応、各種学校への助成金の状況、一条校に関する国および旧文部省の対応の歴史に触れられ、国際人権規約（A・B規約）および日本国憲法の観点から朝鮮高級学校の高体連加盟認証と高校野球への参加の実現が主張された。また、その後の討論では、フロアからの質問とともに意見が活発に交わされ、スポーツ文化の成熟の過程でその根幹となるスポーツの機会均等への関心の強さが伺われた。なお、各報告の詳細については一二月発行の年報第一二号を参照されたい。

（川井圭司 記）

自由研究

自由研究発表は二部構成で行われた。第一部ではまず、森克己（鹿屋体育大学）が「イギリスにおけるスポーツメディアへの法的規制とユニバーサル・アクセス権」と題し、「ドーピング対策における団体内規制と刑事罰規制について指

摘した。次に、石井信輝（東亜大学）による「ハイレベルスポーツマン育成に関する法整備（フランス）」では、独占権をめぐるスポーツ団体とメディアとの関係性についての言及がなされた。そして、斎藤健司（筑波大学）は「フランスにおける一九八九年ドーピング法の成立過程に関する研究」において、同法成立の過程で直面した具体的な諸課題を明らかにした。

第二部ではまず、吉田勝光（愛知県教育委員会）が「地方自治体のスポーツに係わる立法政策——指定管理者制度の導入に焦点をあてて」と題し、通則条例方式と個別条例方式の存在や、選定における公平性と透明性も問題を取り上げた。次に神谷宗之介（弁護士）による「スポーツ選手の資金調達手段」では、企業がスポーツを支える風土の衰退やテニスクラブである「チーム自由が丘」の運営事例が紹介された。そして、塩野谷明（長岡技術科学大学）は「生命科学・倫理及び関連法に基づくアンチドーピング啓蒙プログラムの概念設計」において、ネット上で薬

物が売られている現状や小学生の乱用例などを報告した。

第一部、第二部ともに活発な質疑応答が展開された。

（中村祐司 記）

総会報告

総会は、森川貞夫会員の司会により始められ、小林真理事務局長

により二〇〇五年度会計報告・事業報告が行われ、満場一致で承認された。さらに続いて二〇〇六年度予算案と事業計画案が示され、これも満場一致で承認された。二〇〇六年度事業計画案においては、とくに新しい取り組みとして、浦川道太郎会員を中心に新しい専門研究委員会を立ち上げることを確認した。

（小林真理 記）

アジアスポーツ法学会開催

アジアスポーツ法学会に参加して

研究発表が行われた。

二〇〇五年一月三日から一二月六日に韓国で開催されたアジアスポーツ法学会に開催国の韓国の研究者をはじめ中国と日本の研究発表をされる研究者の方に混じり一般参加させていた。ソウル市郊外にあるソウル大学の湖巖教授会館という立派なゲストハウスを会場に盛大に行われた。大会のプログラムは、アジアスポーツ法学会の創立会議をはじめ、各国のスポーツ法をめぐる現状報告、さらにスポーツ産業の法的環境、スポーツ契約、スポーツ紛争など五つの分科会に分かれて

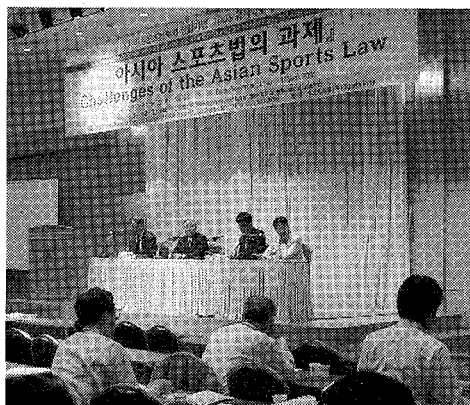
昨今、韓国、日本および中国においては、スポーツ選手が、海外移籍して活躍する状況が進んでいる。日本へは中国や韓国から優秀な中学生、高校生選手がスポーツ留学して活躍する状況もある。それぞれの国におけるスポーツに関する契約や保障については、各国間での取り組み方には大きな差もあり問題も抱えているとのことだ。スポーツに関する国際的な理解のためにこの会議を通して情報交換、交流を深めることは意義深いことだと感じた。

一方、会議の運営に関しては、並々ならぬ準備作業があったと推察する。

事前に発表者が提出した論文は、母国語とともにそれらを韓国語や中国語にあるいは英語に翻訳されてプロシードイングスで作られた。この論文集は大い直前に完成したとのことで、翻訳および編集作業は膨大なものだったに違いない。総ページ数は八三二ページにもおよぶ。また会議や研究発表では、韓国の大学で法学を教える教授の先生方が座長や通訳として、その都度日本語や中国語に通訳して進行していただいた。単純に考えても三倍の時間がかかる訳だが、近い隣の国々でありながら、アジアにおける国際会議での言葉の問題ということが大きいと感じさせられた。韓国の法学研究者の先生方には、日本語あるいは中国語の堪能な方が多く、今回の発表や討論の通訳を献身的に担当してくださった。そのお陰で学会が成功に導かれた。また日本から参加した尚美学園大学の崔光日先生には日本語・韓国語・中国語へ通訳をしていただき、息つく暇もないほど三ヶ国語に完璧に通訳していただいた。あらためてこの場を借りて感謝申し上げます。

次期開催国は二〇〇八年北京オリンピックの中国。今回の成功を祈念して韓国スポーツ法学会会長の延基栄先生と中国代表の陳岩女史が交わした乾杯が今も胸に残っている。

(水沢利栄 記)



一月三日〜五日まで、韓国ソウル大学において開催されました設立会議に、法律の門外漢であるにもかかわらず参加させていただきました。菅原先生から教えていただくまで、分科会での討論者に名前が載っていることをまったく知らずにおりましたので大変驚きました。分科会(行政関係)の始める前には、発表者の方から事前に質問内容を教えてほしいというお話がありました。内容の把握ができておらずご要望にお答えすることができませんでした。淑大生の通訳(感謝あるのみ)を聞くことで精一杯でしたが、前日に早稲田大学法科大学院の浦川先生から「スポーツ産業振興のための法的課題」という冊子を頂戴したことが大変役に立ち、何とか質問をすることができたのですが、時間の制約があり十分な回答をいただけなかったのが残念で

した。天候にも恵まれ、著名な先生方からたくさんの方の知識を吸収できたうえ、楽しく過ごさせていただきました。こういう機会がありましたらぜひ参加させていただきますと思います。紙面を

第二回スポーツ仲裁シンポジウム報告

二〇〇五年一月二六日(土)午後一時から上智大学一〇号館講堂において、本学会ほかの後援のもと、第二回スポーツ仲裁シンポジウムが開催された。

今回は、二つのセッションが設定され、第一に「アンチ・ドーピングの現在」、第二に「スポーツ団体のガバナンス」であった。

第一セッションは、小幡純子氏(上智大学)を司会に、まず、浅川伸氏(財)日本アンチ・ドーピング機構事務局長)からドーピング問題に対する取り組みについて、WADAの活動や我が国の取り組みなどに関する報告があった。続いて、安松幹展氏(立教大学)からアメリカの高校生のドーピング事例についての紹介が行われた。

次に、長崎宏子氏(競泳、元オリンピック日本代表)と為末大氏(陸上、アテネ日本代表)が、選手の立場からドーピング問題について意見を述べら

お借りしまして参加されました先生方に厚くお礼申し上げます。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

(今福保一 記)

れた。さらに、川原貴氏(国立スポーツ科学センター)が、スポーツドクターの立場からドーピング問題に関する意見を述べられた。為末氏は、日本の選手はドーピングに対して「クリンで無知」と表現し、川原氏は、プロ化や商業化が進んだ現在のスポーツ界では、きちんと取り組まないと蔓延する恐れがあると指摘された。

第二セッションでは、早川吉尚氏(立教大学)の司会の下、荻原健司氏(ノルディック複合、金メダリスト)、早田卓次氏(体操、金メダリスト)、鈴木守氏(上智大学)、松尾哲矢氏(立教大学)がバネリストとして登壇された。まず、司会から、スポーツ団体のガバナンスに関連して、①スポーツ団体は選手に対する情報提供や、決定手続の透明性・合理性についての意識が少し不足しているのではないか、②日本代表選手を選考することの重要性や公益性に対する意識が不足しているのでは

ないか、という仮説が提示された。その後、仮説に対する意見も含めて各パネラーから「選手の意識の高まりや社会の変化にスポーツ団体がついていけない」（萩原氏）、「日本はもつとスポーツの地位向上に真剣に取り組むべき」（早田氏）、「スポーツ団体のガバナンスはスポーツの文化的発展の一部として考えるべきで、競技者、愛好者の権利を擁護する立場に立つて組織としての自立性が必要である」（鈴木氏）といった発言がされた。また、松尾氏は、まず現在の学校スポーツ、企業スポーツ、NPO、総合型地域ス

ジュニアスポーツフォーラム報告

二〇〇六年度の「ジュニアスポーツの育成と安全・安心フォーラム」（財団法人日本体育協会日本スポーツ少年団、財団法人日本スポーツ安全協会、日本スポーツ法学会主催）は、二月五日（日）に広島市リーガロイヤルホテルを会場にして開催された。

基調講演は、村田光範和洋女子大学大学院教授が「成長期のスポーツ活動について考える？ジュニアスポーツ期のスポーツ指導・支援にあたって安全とは何か」と題して行い、その後、「事故を未然に防ぐ指導者の心構え」をテーマとしたシンポジウムを行った。

村田教授は、日本人は外国人（白人）

ポーツクラブなどの活動状況についてデータを提示した上で、「様々な形態のスポーツクラブ運営のように新しい動きがあるが、そのことによつて既存の団体とのガバナンス関係も難しくなっている」と述べられた。

昨年の第一回と比べて参加者が大幅に減少したように思える。その原因がなぜかは分からないが、JSA Aへの申立が少ないことと関連があるのだろうか。いずれにせよ、国際基準での団体のガバナンスが求められているのは確かである。

（森 浩寿 記）

に比べて早熟型であるが、白人のような体格にはならない、それゆえにジュニア期の指導者は子どもの身長成長速度曲線の持つ意味を十分に理解した上で指導することが重要だと指摘した。子ども時代に男と女を全く同じに扱うのは間違いであり、若い時期に身体を使いすぎてしまうと身体の変形をもたらすと警告を發した。その上で子ども

の健康を維持・増進するためのスポーツ指導を心がけるべきであり、成長期には発育段階を的確に把握することが大事だと強調した。

続いて行われたシンポジウムは、座長を柳田泰義神戸大学発達科学部教授

がとつめ、シンポジストに基調講演をした村田教授を含め、藤田信之シスメックス女子陸上競技部監督、本学会会員酒井俊皓弁護士が参加して行われた。また、本フォーラムに先立ち、ジュニ

スポーツ契約等研究会専門委員会報告

スポーツ契約等研究専門委員会の研究会が、一月二五日（水）午後六時三〇分から早稲田大学九号館五階第一会議室で開催された。今回は、第一回目の研究会ということもあり、スポーツ契約における研究対象と法的問題点が概観され、今後の研究会の進め方について議論がなされた。

はじめに、当研究会事務局担当の松本泰介会員から、スポーツ契約における研究対象と法的問題点について報告がなされた。スポーツビジネスに関する契約については、大きく二つの分類が可能であり、①リーグ・競技団体内部のガバナンスに関連する契約と、②スポーツ興行その他プロパティの利用に関連する契約に分けられるのではないかと指摘がなされた。

まず、①リーグ・競技団体内部のガバナンスに関連する契約の具体例としては、iクラブとリーグの契約関係（団体内規約）として、日本プロフェッショナル野球協約や、日本プロサッカーリーグ規約等が、iiスポーツ選手と

アスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループの会合が開かれ、望月浩一郎本学会副会長が「事故予防啓蒙の視点」として講演を行った。

（入澤 充 記）

所属団体との選手契約として、プロスポーツにおける統一契約書や肖像等利用に関する規約等が挙げられた。

そして、このような契約関係においては、ゲームにおいて競争しなければならぬというスポーツそのものの特性と、スポーツビジネスがゲームの興行により収益を得るビジネスであるため、ゲームにおいて競い合う者との間の戦力や資金力の均衡が必要になるといふ、二つの観点が重要であるとの解説がなされた。

さらに、選手契約においては、公序良俗違反（民法）の問題や、独占禁止法違反（優越的地位の濫用、排他的条件付取引／拘束条件付取引、事業者団体による競争制限行為や不当な取引制限など）の問題が存在するとの解説がなされた。

次に、②スポーツ興行その他プロパティの利用に関連する契約の具体例として、iリーグ・競技団体、クラブにまつわる契約として、スポンサー契約や放映権設定契約、商品化契約等が、

ii 選手の肖像にまつわる契約として、
広告出演契約等が挙げられた。

そして、このような契約関係におい
ては、当該プロパティを利用すること
により収益を得るビジネスであるため、
当該プロパティに関連する様々な権利
(商標権、著作権、肖像権等)のライセ
ンスのため、契約法としての規定の明
確化が問題となるとの解説がなされた。

このようにスポーツ契約における研
究対象と法的問題点が概観された後、
今後の研究会の進め方について議論が
交わされた。議論においては、近年、

スポーツビジネスに関する契約関係に
おいて、プロ野球やJOCにおける選
手の肖像等に関する問題、プロ野球の
代理人に関する問題等がクローズアッ
プされていることから、当研究会にお
ける研究対象とすべきではないかとの
提案がなされた。

今回の研究会においては、神谷宗之
介会員から「米国プロスポーツにおけ
る反トラスト法と労働法の関係」につ
いて報告がなされることとなった。

(松本泰介 記)

ADR研究専門委員会報告

平成一八年四月八日(土)午後一時
三〇分より(財)日本体育協会理事・
監事室において、ADR研究専門委員
会の研究会が開催された。

今回は、「日本馬術連盟代表選考、仲
裁判断とその後の対応」と題して、八
木由里弁護士(八木法律事務所)が報
告された。

まず、八木氏は、ビデオなどを用い
て馬術障害競技の特徴について紹介さ
れ、その後、アテネオリンピックの代
表選考を巡る仲裁判断までの経緯につ
いて説明された。そして、日本馬術連
盟の選考基準や仲裁廷における双方の
主張、仲裁判断、その後の連盟の対応

等について解説された。

デイスカッションでは、仲裁廷が団
体の決定を覆すことができる、とい
う点に関連した議論に集中した。仲裁判
断により団体の決定を覆すことができ
るとされる条件の「著しく合理性を欠
く場合」の解釈や、仲裁手続き中に提
出された証拠の開示の問題についても
質疑が交わされた。

また、当日は、日本スポーツ仲裁機
構(JSAA)から道垣内正人機構長
らに参加され、JSAAの方針や規則
の解釈等について説明された。

(森 浩寿 記)

理事会議事要録

二〇〇五年 第五回

日時：二〇〇五年一月二二日(土)

一四時

場所：岸記念体育会館内スポーツマン
クラブ

出席理事：菅原哲朗会長、浦川道太郎

副会長、望月浩一郎副会長、井上洋

一、小笠原正、諏訪伸夫、森川貞夫

委任状提出：小林真理、萩原金美、濱

野吉生、湯浅道男

議題

1、審議事項

(1)退会者の件

会費滞納五年間の会員について、規
定に従い退会とすることが確認され
た。

(2)大会準備関係

・大会プログラムについて、受付開始
時間、自由研究発表時間等の変更が
了承された。

・二〇〇五年度活動報告および会計報
告が承認された。

・二〇〇六年度活動計画および予算案
が承認された。

2、報告事項

・年報一二号の編集状況について、大
会時の刊行に向けて予定通り進んで

いることが報告された。

アジアスポーツ法学会の件について、
韓国側から出された規約案に対して
修正案を返送したことが報告された。
その他、準備状況について報告され
た。

次の予定

次回は、一月一八日(日)一三回

大会の昼休み時間に開催予定。

二〇〇五年 第六回

日時：早稲田大学国際会議場 市島記

念会議室 一二時一〇分

出席理事：菅原哲朗会長、浦川道太郎
副会長、望月浩一郎副会長、小林真
理事務局長、井上洋一、小笠原正、
佐藤千春、諏訪伸夫、中村浩爾、萩
原金美、濱野吉生、森川貞夫、山田

二郎

出席監事：日野一男

委任状提出：湯浅道男

1、審議事項

(1)新入会員

以下の三名の入会申込が承認された。
・清水夏子(銀座通り法律事務所)
・丹羽雅之(大田区立田園調布中学校)
・松本泰介(POC法律事務所)

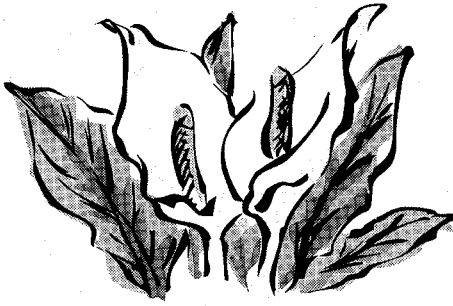
(2) 来年度の大会日程
 来年度の一回大会は、二月一日(土)に開催することが確認された。会場は、早稲田大学国際会議場で、浦川理事が会場予約関係を担当する。

2、報告事項

(1) アジアスポーツ法学会の件
 菅原会長より、無事に終了したことが報告された。

(2) 新研究会について
 スポーツ契約等研究専門委員会(委員長：浦川道太郎理事)が発足することが確認された。

(3) 年報編集に関する件
 年報第一二号の刊行が報告された。



(4) ジュニアスポーツフォーラムの件
 二〇〇六年二月五日(日)に広島で開催されることが報告された。

(5) その他
 次回は、一月二十八日(土)一四時開催予定。

二〇〇六年 第一回

日時：二〇〇六年一月二十八日(土)一四時

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎

副会長、小林真理事務局長、森川貞夫

出席監事：日野一男

委任状提出：中村浩爾、萩原金美、濱野吉生

議題

1、入退会の件

・入会申込が1件あったが、書類不備のため条件付承認とし、書類の再提出を求めることが確認された。

2、年報に関して

・会則などに誤植があった。
 ・執筆要領の改正が提案され、文言等について若干の修正を行い、承認された。

3、今年度の予定

(1) 学会大会：二〇〇六年二月一日(土)、早稲田大学国際会議場、テーマ等未定。

(2) 夏期合同研究会：七月二日(土)、会場未定(日本体育協会・理事監事室を申込み予定)、内容未定。

(3) 研究専門委員会

・ADR研究専門委員会から、次回理事會会予定の四月八日に開催したい旨が提案され、承認された。

・スポーツ契約等研究専門委員会は、五月十三日(土)に開催予定。

・事故判例研究専門委員会は、土佐高落雷事故の最高裁判決が出る予定で、判決の内容によっては夏期合同研究会で取り上げたい旨が提案された。

4、会報について

・現在のB版からA版へ、そしてたて組から横組みに変更したらどうかという意見がだされ、今後具体的に検討して行くことが確認された。

5、その他

次回理事會は、四月八日(土)一四時から、岸記念体育会館スポーツマンクラブにて。

二〇〇六年 第二回

日時：二〇〇六年四月八日(土)一三時三〇分

場所：岸記念体育会館スポーツマンクラブ

出席理事：菅原哲朗会長、望月浩一郎

副会長、小林真理事務局長、萩原金美、森川貞夫

委任状提出：井上洋一、小笠原正、諏訪伸夫、濱野吉生

議題
 1、入会の承認

以下の三名の入会が承認された。

・羅平(広島大学大学院教育学研究科)

・島本忠司(桃東急エージェンシー)

・一木孝之(國學院大学)

2、夏期合同研究会

一木孝之(國學院大学)、吉川武(弁護士)両先生の報告を予定。

3、学会大会

第一四回 二〇〇六年二月一日(土)

テーマ「プロスポーツの法的環境」
 基調講演、パネリストについては三役で相談(浦川先生も含めて)

第一五回 二〇〇七年の日程確認

二〇〇七年二月一日(土)開催

で会場を確保することが確認された。

4、年報の編集

森川理事から：六月一日に編集委員会開催予定との報告。

5、ニュースレター

(1) A4版・横組への変更を検討。原稿がそろい次第発行する。

(2) 掲載内容

・アジア法学会参加の感想
 ・夏期合同研究会関係

・前回大会(昨年二月開催)の報告

6、その他

(1) 江東区人権講座の講師
 齊藤健司会員に依頼(承諾)。

(2) 「日本スポーツマンクラブ会報」

掲載記事

菅原会長「日本スポーツ仲裁機構の果たす役割」

(3) 次回日程の確認

七月二二日(一)時三〇分(夏期合同研究会の前に、場所：スポーツマンクラブ)

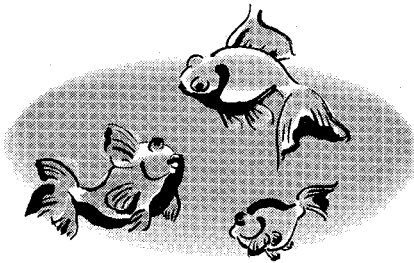
夏期合同研究会

開催案内

七月二二日(土) 午後一時半から、岸記念体育会館二階の(財)日本体育協合理事監事室において、二〇〇六年度の夏期合同研究会を開催します。今回は事故判例研究専門委員会からのご提案で、二〇〇六年三月の最高裁判

決「土佐高校落雷事故」を、一木孝之先生(國學院大学)に、また二〇〇五年一月に札幌地裁で判決が言い渡された「北海道網走南が丘高校

ポート新人戦での溺水事故」を、本件原告代理人弁護士吉川武先生にご報告いただきます。別紙の案内をお読みになった上で、申し込みをお願いいたします。



第14回大会案内

テーマ「プロスポーツの法的環境」

一二月一六日(土) 早稲田大学国際会議場で開催

今年の大会は、一二月一六日(土)に早稲田大学国際会議場3階の会議室において開催をいたします。

全体テーマは「プロスポーツにおける法的環境」です。近年プロスポーツを巡っては、様々な法的問題が噴出しています。

実際にどのような問題があるのか、それをスポーツ法学研究の領域でどのように研究可能なのかを模索していきたいと思えます。現在準備に取りかかったところであり詳細は未定ですが、皆様の積極的なご参加を心よりお待ちしております。なお、自由研究発表についても、積極的なご応募をお待ちしております。自由研究発表の申し込みについては、別紙をご確認ください。

◎新進気鋭の弁護士による初めてのスポーツ法体系書

スポーツ法

神谷宗之介[著] A5判・240頁・定価2,520円

◎学習・実務に直結した教育六法の最新版 **追録贈呈**

解説 教育六法 2006

解説教育六法編修委員会[編] B6判・1,216頁・定価2,625円

三省堂 〒101-8371 東京都千代田区三崎町2-22-14 ☎03(3230)9572 [編集] *税込価格

◆法令だけではない面白さ◆スポーツ活動に関わる情報満載まさに百科◆通知・通達・競技団体規約・各種憲章・判例・仲裁判断等、様々な場面に

スポーツ六法 2006

【編集代表】小笠原 正・塩野 宏・松尾 浩也
【編集委員】浦川道太郎/川井圭司/菅原哲朗/高橋雅夫/道垣内正人/濱野吉生/守能信次/森浩寿/吉田勝光 総976頁 本体2,850円(税別)

小笠原正/井上洋一/川井圭司/齋藤健司/諏訪伸夫/濱野吉生/森浩寿

導入対話による スポーツ法学

最新のスポーツ法学基本書 本体2,900円(税別) 発行：不慮書房

信山社 〒113-0033 東京都文京区本郷 6-2-9-102 東大正門前 TEL03-3818-1019 FAX03-3818-0344 E-mail:order@shinzansha.co.jp